


高齢者雇用確保措置による雇用の義務年齢の段階的引き上げ早見表

【定年が満60歳で、継続雇用制度を導入した企業の場合】

年度 (4月1日～翌年3月31日)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	厚生年金 (定額部分) 受給開始年齢
高齢者雇用確保措置の義務年齢		62歳	63歳			64歳			65歳						
労働者の生まれ年度	定年退職日を迎える年度														
昭和28 (1953)年度 (昭和28 (1953)年4月2日～ 昭和29 (1954)年4月1日)	平成25 (2013)年度 (平成25 (2013)年4月1日～ 平成26 (2014)年3月31日)								60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	65歳
昭和27 (1952)年度 (昭和27 (1952)年4月2日～ 昭和28 (1953)年4月1日)	平成24 (2012)年度 (平成24 (2012)年4月1日～ 平成25 (2013)年3月31日)							60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
昭和26 (1951)年度 (昭和26 (1951)年4月2日～ 昭和27 (1952)年4月1日)	平成23 (2011)年度 (平成23 (2011)年4月1日～ 平成24 (2012)年3月31日)						60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
昭和25 (1950)年度 (昭和25 (1950)年4月2日～ 昭和26 (1951)年4月1日)	平成22 (2010)年度 (平成22 (2010)年4月1日～ 平成23 (2011)年3月31日)					60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
昭和24 (1949)年度 (昭和24 (1949)年4月2日～ 昭和25 (1950)年4月1日)	平成21 (2009)年度 (平成21 (2009)年4月1日～ 平成22 (2010)年3月31日)				60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
昭和23 (1948)年度 (昭和23 (1948)年4月2日～ 昭和24 (1949)年4月1日)	平成20 (2008)年度 (平成20 (2008)年4月1日～ 平成21 (2009)年3月31日)			60歳	61歳	62歳	63歳	64歳							64歳
昭和22 (1947)年度 (昭和22 (1947)年4月2日～ 昭和23 (1948)年4月1日)	平成19 (2007)年度 (平成19 (2007)年4月1日～ 平成20 (2008)年3月31日)			60歳	61歳	62歳	63歳	64歳							
昭和21 (1946)年度 (昭和21 (1946)年4月2日～ 昭和22 (1947)年4月1日)	平成18 (2006)年度 (平成18 (2006)年4月1日～ 平成19 (2007)年3月31日)	60歳	61歳	62歳	63歳										63歳


 ・・高齢者雇用確保措置による雇用期間
 厚生年金 (定額部分) 受給開始年齢 ・・男性の場合。女性は5年遅れ。